

調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市  
成年後見制度利用促進基本計画(素案)  
に対するパブリックコメントの実施結果

- 1 実施期間 : 令和元年11月28日(木)～12月27日(金)  
※広報こまえ(令和元年11月15日号)に掲載
- 2 対象者 : (1)市内に住所を有する者  
(2)市内に存する学校に在学する者  
(3)市内に事務所又は事業所を有する者  
(4)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 3 閲覧可能場所 : (1)地域福祉課窓口  
(2)市ホームページ
- 4 提出方法 : (1)地域福祉課への書面による提出  
(2)郵送による送付  
(3)ファクシミリによる送信  
(4)電子メールによる送信  
(5)市ホームページ専用フォームによる送信
- 5 提出数 : (1)提出者数 1人  
(2)意見等件数 1件

パブリックコメント期間中の意見

電子メールにより1件

番号	内容	回答(案)
1	<p>現時点では自分には縁遠い話題だが、対象者や関係者が遠慮なく相談できる最初の窓口の対応力や対象者スクリーニングは大切だと思う(施策1-2)。</p> <p><u>この計画の対象となる人の周囲や関係者以外にも、対象者の居住する近隣住人の関わり方や対象者に対する考え方・接し方などの意識(改革)に関する範囲も含入すべきではないだろうか。</u></p>	<p>施策1-1の権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等の充実を図る中で、成年被後見人等の本人、個別支援チーム<sup>1</sup>に加わることが想定される関係者のみならず、それ以外の市民に対しても、本人との関わり方・接し方等を広報することなどにより、意識の醸成を図ってまいります。</p>

<sup>1</sup> 個別支援チーム 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な家族、親族や保健・福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。国基本計画では、必要に応じ、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされています。